官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（七）　二
○学校教育法施行令の一部を改正する政令（八）
○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（九）
〔省　令〕　三
○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（厚生労働八）
〔法規的告示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働一五）　四
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁一）　五
○市の境界変更の件（総務三四）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八）
○保安林の指定をする件（農林水産六八）　六
○保安林の指定を解除する件（同六九～七四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七五～八〇）
○水先人に免許を与えた件（国土交通一一六）　七
○大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局三）
〔人事異動〕
人事院　法務省　国土交通省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（高知労働局最低工賃公示一）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（政令第七号）（厚生労働省）

1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、歯科医師法施行令及び医道審議会令について、所要の規定の整理を行う。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇学校教育法施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（文部科学省）

1　学校教育法施行令の改正に係る事項

(1)　私立の大学の学部等の収容定員の総数（以下この(1)において「総数」という。）の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る学校教育法第四条第二項の規定による届出と同時に(2)による届出が行われたものに限る。以下この(1)及び(2)において「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であって、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの（(2)において「増加変更」という。）について、文部科学大臣の認可を要する事項から届出事項に改める。（第二十三条の二第一項第四号、第五号及び第八号関係）

(2)　私立の大学等の設置者は、減少変更に係る学校教育法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、増加変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができることとする。（第二十三条の二第四項関係）

(3)　その他所要の改正を行う。

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（政令第九号）（厚生労働省）

1　労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項の政令で定める事務所は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所とする。（第十七条の二関係）

2　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

政　令

歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七号

歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（歯科医師法施行令の一部改正）

第一条　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「第十七条の二第一項」を「第十七条の二」に改める。

（医道審議会令の一部改正）

第二条　医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表歯科医師分科会の項中「第十六条の二第三項及び第十七条の二第二項」を「第十一条第二項及び第十六条の二第三項」に改める。

附　則

この政令は令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

学校教育法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項第四号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二第一項第五号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更

ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二第一項第八号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更

ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二に次の一項を加える。

4　私立の大学又は高等専門学校の設置者は、第一項第四号イ、第五号イ又は第八号イに規定する学則の変更（当該収容定員の総数の減少を伴うものに限る。）に係る法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、第一項第四号ロ、第五号ロ又は第八号ロに規定する学則の変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができる。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平

内閣総理大臣　高市　早苗

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九号

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の見出し中「の掲示場」を「に係る書面の掲示等をする事務所」に改め、同条中「掲示場は」を「事務所は」に改め、「の掲示場」を削る。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第八号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十条の二の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第一条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　保険医療機関の療養担当（第一条―第十一条の五）	第一章　保険医療機関の療養担当（第一条―第十一条の三）
第二章・第三章　（略）	第二章・第三章　（略）
附則	附則
（法第七十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める要件）	（新設）
第十一条の四　法第七十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める要件は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者であつて、次の各号のいずれかに該当することとする。	
一　保険医療機関（医師の場合は、病院に限る。）において保険医として三年以上診療に従事した経験のある者であること。	
二　法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所（医師の場合は、病院に限る。）において三年以上診療に従事した経験のある者であること。	
三　医療法第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後三年以内の者であること。	
四　一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。	
五　矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として五年以上勤務した経験のある者であること。	
六　第一号、第二号又は前号の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が五年を超える者であること。	
七　緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者その他やむを得ない事由がある者であること。	
（保険医療機関の管理者の責務）	（新設）
第十一条の五　保険医療機関の管理者は、法第七十条の二第二項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。	
一　当該保険医療機関に勤務する保険医が第二章に定める保険医の診療方針等を遵守するよう監督すること。	
二　当該保険医療機関における療養の給付に関する厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。	
三　当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。	
四　当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。	

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第二条　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康保険事業の健全な運営の確保）	（健康保険事業の健全な運営の確保）
第二条の三　保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。	**第二条の三**　保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。
一　保険医療機関若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下「オンライン診療受診施設」という。）（別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。	一　保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
二　保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。	二　保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第十五号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十五条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の三第一項第一号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　保険医療機関による療養の給付等の取扱い（第一条―第十一条の四）	第一章　保険医療機関による療養の給付等の取扱い（第一条―第十一条の三）
第二章・第三章　（略）	第二章・第三章　（略）
（保険医療機関の管理者の責務）	（新設）
第十一条の四　保険医療機関の管理者は、健康保険法第七十条の二第二項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。	
一　当該保険医療機関に勤務する保険医が第二章の規定を遵守するよう監督すること。	
二　当該保険医療機関における療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する厚生労働大臣に対する申請、届出等に係る手続並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に要する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。	
三　当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養の取扱いに関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。	
四　当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。	

（後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）

第二十五条の三　保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一　保険医療機関若しくは医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下「オンライン診療受診施設」という。）（別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。

二　保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2　（略）

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一の一の二　療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 （略） 第十二の二　薬担規則第二条の三第一項第一号及び療担基準第二十五条の三第一項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されていること	第一の一の二　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 （略） （新設）

（後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）

第二十五条の三　保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一　保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。

二　保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2　（略）

第十三　薬担規則第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

一～四　（略）

第十三　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

一～四　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

その他告示

○金融庁告示第一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失つたので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十八日

金融庁長官　伊藤　豊

登録番号　関東財務局長（電代）第九十九号
電子決済等代行業者名　株式会社ペイルド
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビルＢ一Ｆ
登録年月日　令和四年七月二十日
失効年月日　令和七年十月八日

○総務省告示第三十四号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、埼玉県行田市と鴻巣市との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和八年二月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年一月二十八日

総務大臣　林　芳正

行田市に編入する区域

鴻巣市広田字向領一四八四の二、一四八五の二、一五〇五の二、一五〇六から一五一一まで、一五一三から一五二〇まで、一五二二、一五二三、一五二五、一五二六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに一五二七、一五三〇、一五三三、一五三五、一五三七、一六三六、一六三八から一六四三まで、一六四五、一六四七の地先の道路である公有地の一部

鴻巣市に編入する区域

行田市大字野字中島二二一から二二四まで、二二四の二、二二五から二三七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに六〇、六一の一、六一の二、六二から六七まで、六八の一、六八の二、六九、七〇、七二、二一二の地先の道路、水路である公有地の一部

○法務省告示第八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月二十八日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

梅本圭一郎

○農林水産省告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県富山市婦中町三屋字杉木山二二の一、二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字大口五六九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市総領町五箇字横谷五九三〇の一二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市西城町熊野字萩峠五九九四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字上川原三七八の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町弘見字櫻ケ谷山三七八九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷三七八の二二、三七八の四七、大字波多字坂ノ元六六二の一、六六二の四、六六八の一、字牛倉六六九の一、六六九の二、六八五、六八五の一、六八五の三、六八六の一、六八六の三から六八六の五まで、字クズレ谷六九九、字ハタ谷七三五の一から七三五の五まで、字ミソギ谷八一〇の一、八一〇の四、八一〇の五、日野郡日南町茶屋字木呂抜二八四六から二八四八まで、二八四七の一、阿毘縁字與三右衛門炭山三七七、字来尾山三八三、字野田三八四、下阿毘縁字深坮奥山七五六の一から七五六の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県伊予郡砥部町玉谷一二〇三、一二一八から一二二一まで、一二二四、一二三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

玉谷一二〇三・一二一八から一二二一まで・一二二四・一二三五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県大沼郡金山町大字中川字上野原二一五、字前林三七九の一、一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七八の一、一五七八の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、大字大塩字要害五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の五の六八から五二六五の七〇まで、五二六五の八四から五二六五の九二まで、五二七八、五二七九、字上ノ山一九八一、二〇〇三の二、二〇七の一、二〇一三、五二九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前林一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七八の一、一五七八の四、一五七七七、一五七八の一、一五七八の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、一〇八八の二、一〇八八の四、一〇九六の一、一〇九六の二、一〇九六の四、一〇九六の五、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七八の一、一五七八の四、一五七七七、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の四、一五七九の一、一五七九の二、一五七九の四、一五八〇の一、一五八〇の二、一五八〇の四、一五八一の一、一五八一の二、一五八一の四、一五八二の一、一五八二の二、一五八二の四、一五八三の一、一五八三の二、一五八三の四、一五八四の一、一五八四の二、一五八四の四、一五八五の一、一五八五の二、一五八五の四、一五八六の一、一五八六の二、一五八六の四、一五八七の一、一五八七の二、一五八七の四、一五八八の一、一五八八の二、一五八八の四、一五八九の一、一五八九の二、一五八九の四、一五九〇の一、一五九〇の二、一五九〇の四、一五九一の一、一五九一の二、一五九一の四、一五九二の一、一五九二の二、一五九二の四、一五九三の一、一五九三の二、一五九三の四、一五九四の一、一五九四の二、一五九四の四、一五九五の一、一五九五の二、一五九五の四、一五九六の一、一五九六の二、一五九六の四、一五九七の一、一五九七の二、一五九七の四、一五九八の一、一五九八の二、一五九八の四、一五九九の一、一五九九の二、一五九九の四、一六〇〇の一、一六〇〇の二、一六〇〇の四、一六〇一の一、一六〇一の二、一六〇一の四、一六〇二の一、一六〇二の二、一六〇二の四、一六〇三の一、一六〇三の二、一六〇三の四、一六〇四の一、一六〇四の二、一六〇四の四、一六〇五の一、一六〇五の二、一六〇五の四、一六〇六の一、一六〇六の二、一六〇六の四、一六〇七の一、一六〇七の二、一六〇七の四、一六〇八の一、一六〇八の二、一六〇八の四、一六〇九の一、一六〇九の二、一六〇九の四、一六一〇の一、一六一〇の二、一六一〇の四、一六一一の一、一六一一の二、一六一一の四、一六一二の一、一六一二の二、一六一二の四、一六一三の一、一六一三の二、一六一三の四、一六一四の一、一六一四の二、一六一四の四、一六一五の一、一六一五の二、一六一五の四、一六一六の一、一六一六の二、一六一六の四、一六一七の一、一六一七の二、一六一七の四、一六一八の一、一六一八の二、一六一八の四、一六一九の一、一六一九の二、一六一九の四、一六二〇の一、一六二〇の二、一六二〇の四、一六二一の一、一六二一の二、一六二一の四、一六二二の一、一六二二の二、一六二二の四、一六二三の一、一六二三の二、一六二三の四、一六二四の一、一六二四の二、一六二四の四、一六二五の一、一六二五の二、一六二五の四、一六二六の一、一六二六の二、一六二六の四、一六二七の一、一六二七の二、一六二七の四、一六二八の一、一六二八の二、一六二八の四、一六二九の一、一六二九の二、一六二九の四、一六三〇の一、一六三〇の二、一六三〇の四、一六三一の一、一六三一の二、一六三一の四、一六三二の一、一六三二の二、一六三二の四、一六三三の一、一六三三の二、一六三三の四、一六三四の一、一六三四の二、一六三四の四、一六三五の一、一六三五の二、一六三五の四、一六三六の一、一六三六の二、一六三六の四、一六三七の一、一六三七の二、一六三七の四、一六三八の一、一六三八の二、一六三八の四、一六三九の一、一六三九の二、一六三九の四、一六四〇の一、一六四〇の二、一六四〇の四、一六四一の一、一六四一の二、一六四一の四、一六四二の一、一六四二の二、一六四二の四、一六四三の一、一六四三の二、一六四三の四、一六四四の一、一六四四の二、一六四四の四、一六四五の一、一六四五の二、一六四五の四、一六四六の一、一六四六の二、一六四六の四、一六四七の一、一六四七の二、一六四七の四、一六四八の一、一六四八の二、一六四八の四、一六四九の一、一六四九の二、一六四九の四、一六五〇の一、一六五〇の二、一六五〇の四、一六五一の一、一六五一の二、一六五一の四、一六五二の一、一六五二の二、一六五二の四、一六五三の一、一六五三の二、一六五三の四、一六五四の一、一六五四の二、一六五四の四、一六五五の一、一六五五の二、一六五五の四、一六五六の一、一六五六の二、一六五六の四、一六五七の一、一六五七の二、一六五七の四、一六五八の一、一六五八の二、一六五八の四、一六五九の一、一六五九の二、一六五九の四、一六六〇の一、一六六〇の二、一六六〇の四、一六六一の一、一六六一の二、一六六一の四、一六六二の一、一六六二の二、一六六二の四、一六六三の一、一六六三の二、一六六三の四、一六六四の一、一六六四の二、一六六四の四、一六六五の一、一六六五の二、一六六五の四、一六六六の一、一六六六の二、一六六六の四、一六六七の一、一六六七の二、一六六七の四、一六六八の一、一六六八の二、一六六八の四、一六六九の一、一六六九の二、一六六九の四、一六七〇の一、一六七〇の二、一六七〇の四、一六七一の一、一六七一の二、一六七一の四、一六七二の一、一六七二の二、一六七二の四、一六七三の一、一六七三の二、一六七三の四、一六七四の一、一六七四の二、一六七四の四、一六七五の一、一六七五の二、一六七五の四、一六七六の一、一六七六の二、一六七六の四、一六七七の一、一六七七の二、一六七七の四、一六七八の一、一六七八の二、一六七八の四、一六七九の一、一六七九の二、一六七九の四、一六八〇の一、一六八〇の二、一六八〇の四、一六八一の一、一六八一の二、一六八一の四、一六八二の一、一六八二の二、一六八二の四、一六八三の一、一六八三の二、一六八三の四、一六八四の一、一六八四の二、一六八四の四、一六八五の一、一六八五の二、一六八五の四、一六八六の一、一六八六の二、一六八六の四、一六八七の一、一六八七の二、一六八七の四、一六八八の一、一六八八の二、一六八八の四、一六八九の一、一六八九の二、一六八九の四、一六九〇の一、一六九〇の二、一六九〇の四、一六九一の一、一六九一の二、一六九一の四、一六九二の一、一六九二の二、一六九二の四、一六九三の一、一六九三の二、一六九三の四、一六九四の一、一六九四の二、一六九四の四、一六九五の一、一六九五の二、一六九五の四、一六九六の一、一六九六の二、一六九六の四、一六九七の一、一六九七の二、一六九七の四、一六九八の一、一六九八の二、一六九八の四、一六九九の一、一六九九の二、一六九九の四、一七〇〇の一、一七〇〇の二、一七〇〇の四、一七〇一の一、一七〇一の二、一七〇一の四、一七〇二の一、一七〇二の二、一七〇二の四、一七〇三の一、一七〇三の二、一七〇三の四、一七〇四の一、一七〇四の二、一七〇四の四、一七〇五の一、一七〇五の二、一七〇五の四、一七〇六の一、一七〇六の二、一七〇六の四、一七〇七の一、一七〇七の二、一七〇七の四、一七〇八の一、一七〇八の二、一七〇八の四、一七〇九の一、一七〇九の二、一七〇九の四、一七一〇の一、一七一〇の二、一七一〇の四、一七一一の一、一七一一の二、一七一一の四、一七一二の一、一七一二の二、一七一二の四、一七一三の一、一七一三の二、一七一三の四、一七一四の一、一七一四の二、一七一四の四、一七一五の一、一七一五の二、一七一五の四、一七一六の一、一七一六の二、一七一六の四、一七一七の一、一七一七の二、一七一七の四、一七一八の一、一七一八の二、一七一八の四、一七一九の一、一七一九の二、一七一九の四、一七二〇の一、一七二〇の二、一七二〇の四、一七二一の一、一七二一の二、一七二一の四、一七二二の一、一七二二の二、一七二二の四、一七二三の一、一七二三の二、一七二三の四、一七二四の一、一七二四の二、一七二四の四、一七二五の一、一七二五の二、一七二五の四、一七二六の一、一七二六の二、一七二六の四、一七二七の一、一七二七の二、一七二七の四、一七二八の一、一七二八の二、一七二八の四、一七二九の一、一七二九の二、一七二九の四、一七三〇の一、一七三〇の二、一七三〇の四、一七三一の一、一七三一の二、一七三一の四、一七三二の一、一七三二の二、一七三二の四、一七三三の一、一七三三の二、一七三三の四、一七三四の一、一七三四の二、一七三四の四、一七三五の一、一七三五の二、一七三五の四、一七三六の一、一七三六の二、一七三六の四、一七三七の一、一七三七の二、一七三七の四、一七三八の一、一七三八の二、一七三八の四、一七三九の一、一七三九の二、一七三九の四、一七四〇の一、一七四〇の二、一七四〇の四、一七四一の一、一七四一の二、一七四一の四、一七四二の一、一七四二の二、一七四二の四、一七四三の一、一七四三の二、一七四三の四、一七四四の一、一七四四の二、一七四四の四、一七四五の一、一七四五の二、一七四五の四、一七四六の一、一七四六の二、一七四六の四、一七四七の一、一七四七の二、一七四七の四、一七四八の一、一七四八の二、一七四八の四、一七四九の一、一七四九の二、一七四九の四、一七五〇の一、一七五〇の二、一七五〇の四、一七五一の一、一七五一の二、一七五一の四、一七五二の一、一七五二の二、一七五二の四、一七五三の一、一七五三の二、一七五三の四、一七五四の一、一七五四の二、一七五四の四、一七五五の一、一七五五の二、一七五五の四、一七五六の一、一七五六の二、一七五六の四、一七五七の一、一七五七の二、一七五七の四、一七五八の一、一七五八の二、一七五八の四、一七五九の一、一七五九の二、一七五九の四、一七六〇の一、一七六〇の二、一七六〇の四、一七六一の一、一七六一の二、一七六一の四、一七六二の一、一七六二の二、一七六二の四、一七六三の一、一七六三の二、一七六三の四、一七六四の一、一七六四の二、一七六四の四、一七六五の一、一七六五の二、一七六五の四、一七六六の一、一七六六の二、一七六六の四、一七六七の一、一七六七の二、一七六七の四、一七六八の一、一七六八の二、一七六八の四、一七六九の一、一七六九の二、一七六九の四、一七七〇の一、一七七〇の二、一七七〇の四、一七七一の一、一七七一の二、一七七一の四、一七七二の一、一七七二の二、一七七二の四、一七七三の一、一七七三の二、一七七三の四、一七七四の一、一七七四の二、一七七四の四、一七七五の一、一七七五の二、一七七五の四、一七七六の一、一七七六の二、一七七六の四、一七七七の一、一七七七の二、一七七七の四、一七七八の一、一七七八の二、一七七八の四、一七七九の一、一七七九の二、一七七九の四、一七八〇の一、一七八〇の二、一七八〇の四、一七八一の一、一七八一の二、一七八一の四、一七八二の一、一七八二の二、一七八二の四、一七八三の一、一七八三の二、一七八三の四、一七八四の一、一七八四の二、一七八四の四、一七八五の一、一七八五の二、一七八五の四、一七八六の一、一七八六の二、一七八六の四、一七八七の一、一七八七の二、一七八七の四、一七八八の一、一七八八の二、一七八八の四、一七八九の一、一七八九の二、一七八九の四、一七九〇の一、一七九〇の二、一七九〇の四、一七九一の一、一七九一の二、一七九一の四、一七九二の一、一七九二の二、一七九二の四、一七九三の一、一七九三の二、一七九三の四、一七九四の一、一七九四の二、一七九四の四、一七九五の一、一七九五の二、一七九五の四、一七九六の一、一七九六の二、一七九六の四、一七九七の一、一七九七の二、一七九七の四、一七九八の一、一七九八の二、一七九八の四、一七九九の一、一七九九の二、一七九九の四、一八〇〇の一、一八〇〇の二、一八〇〇の四、一八〇一の一、一八〇一の二、一八〇一の四、一八〇二の一、一八〇二の二、一八〇二の四、一八〇三の一、一八〇三の二、一八〇三の四、一八〇四の一、一八〇四の二、一八〇四の四、一八〇五の一、一八〇五の二、一八〇五の四、一八〇六の一、一八〇六の二、一八〇六の四、一八〇七の一、一八〇七の二、一八〇七の四、一八〇八の一、一八〇八の二、一八〇八の四、一八〇九の一、一八〇九の二、一八〇九の四、一八一〇の一、一八一〇の二、一八一〇の四、一八一一の一、一八一一の二、一八一一の四、一八一二の一、一八一二の二、一八一二の四、一八一三の一、一八一三の二、一八一三の四、一八一四の一、一八一四の二、一八一四の四、一八一五の一、一八一五の二、一八一五の四、一八一六の一、一八一六の二、一八一六の四、一八一七の一、一八一七の二、一八一七の四、一八一八の一、一八一八の二、一八一八の四、一八一九の一、一八一九の二、一八一九の四、一八二〇の一、一八二〇の二、一八二〇の四、一八二一の一、一八二一の二、一八二一の四、一八二二の一、一八二二の二、一八二二の四、一八二三の一、一八二三の二、一八二三の四、一八二四の一、一八二四の二、一八二四の四、一八二五の一、一八二五の二、一八二五の四、一八二六の一、一八二六の二、一八二六の四、一八二七の一、一八二七の二、一八二七の四、一八二八の一、一八二八の二、一八二八の四、一八二九の一、一八二九の二、一八二九の四、一八三〇の一、一八三〇の二、一八三〇の四、一八三一の一、一八三一の二、一八三一の四、一八三二の一、一八三二の二、一八三二の四、一八三三の一、一八三三の二、一八三三の四、一八三四の一、一八三四の二、一八三四の四、一八三五の一、一八三五の二、一八三五の四、一八三六の一、一八三六の二、一八三六の四、一八三七の一、一八三七の二、一八三七の四、一八三八の一、一八三八の二、一八三八の四、一八三九の一、一八三九の二、一八三九の四、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四〇の四、一八四一の一、一八四一の二、一八四一の四、一八四二の一、一八四二の二、一八四二の四、一八四三の一、一八四三の二、一八四三の四、一八四四の一、一八四四の二、一八四四の四、一八四五の一、一八四五の二、一八四五の四、一八四六の一、一八四六の二、一八四六の四、一八四七の一、一八四七の二、一八四七の四、一八四八の一、一八四八の二、一八四八の四、一八四九の一、一八四九の二、一八四九の四、一八五〇の一、一八五〇の二、一八五〇の四、一八五一の一、一八五一の二、一八五一の四、一八五二の一、一八五二の二、一八五二の四、一八五三の一、一八五三の二、一八五三の四、一八五四の一、一八五四の二、一八五四の四、一八五五の一、一八五五の二、一八五五の四、一八五六の一、一八五六の二、一八五六の四、一八五七の一、一八五七の二、一八五七の四、一八五八の一、一八五八の二、一八五八の四、一八五九の一、一八五九の二、一八五九の四、一八六〇の一、一八六〇の二、一八六〇の四、一八六一の一、一八六一の二、一八六一の四、一八六二の一、一八六二の二、一八六二の四、一八六三の一、一八六三の二、一八六三の四、一八六四の一、一八六四の二、一八六四の四、一八六五の一、一八六五の二、一八六五の四、一八六六の一、一八六六の二、一八六六の四、一八六七の一、一八六七の二、一八六七の四、一八六八の一、一八六八の二、一八六八の四、一八六九の一、一八六九の二、一八六九の四、一八七〇の一、一八七〇の二、一八七〇の四、一八七一の一、一八七一の二、一八七一の四、一八七二の一、一八七二の二、一八七二の四、一八七三の一、一八七三の二、一八七三の四、一八七四の一、一八七四の二、一八七四の四、一八七五の一、一八七五の二、一八七五の四、一八七六の一、一八七六の二、一八七六の四、一八七七の一、一八七七の二、一八七七の四、一八七八の一、一八七八の二、一八七八の四、一八七九の一、一八七九の二、一八七九の四、一八八〇の一、一八八〇の二、一八八〇の四、一八八一の一、一八八一の二、一八八一の四、一八八二の一、一八八二の二、一八八二の四、一八八三の一、一八八三の二、一八八三の四、一八八四の一、一八八四の二、一八八四の四、一八八五の一、一八八五の二、一八八五の四、一八八六の一、一八八六の二、一八八六の四、一八八七の一、一八八七の二、一八八七の四、一八八八の一、一八八八の二、一八八八の四、一八八九の一、一八八九の二、一八八九の四、一八九〇の一、一八九〇の二、一八九〇の四、一八九一の一、一八九一の二、一八九一の四、一八九二の一、一八九二の二、一八九二の四、一八九三の一、一八九三の二、一八九三の四、一八九四の一、一八九四の二、一八九四の四、一八九五の一、一八九五の二、一八九五の四、一八九六の一、一八九六の二、一八九六の四、一八九七の一、一八九七の二、一八九七の四、一八九八の一、一八九八の二、一八九八の四、一八九九の一、一八九九の二、一八九九の四、一九〇〇の一、一九〇〇の二、一九〇〇の四、一九〇一の一、一九〇一の二、一九〇一の四、一九〇二の一、一九〇二の二、一九〇二の四、一九〇三の一、一九〇三の二、一九〇三の四、一九〇四の一、一九〇四の二、一九〇四の四、一九〇五の一、一九〇五の二、一九〇五の四、一九〇六の一、一九〇六の二、一九〇六の四、一九〇七の一、一九〇七の二、一九〇七の四、一九〇八の一、一九〇八の二、一九〇八の四、一九〇九の一、一九〇九の二、一九〇九の四、一九一〇の一、一九一〇の二、一九一〇の四、一九一一の一、一九一一の二、一九一一の四、一九一二の一、一九一二の二、一九一二の四、一九一三の一、一九一三の二、一九一三の四、一九一四の一、一九一四の二、一九一四の四、一九一五の一、一九一五の二、一九一五の四、一九一六の一、一九一六の二、一九一六の四、一九一七の一、一九一七の二、一九一七の四、一九一八の一、一九一八の二、一九一八の四、一九一九の一、一九一九の二、一九一九の四、一九二〇の一、一九二〇の二、一九二〇の四、一九二一の一、一九二一の二、一九二一の四、一九二二の一、一九二二の二、一九二二の四、一九二三の一、一九二三の二、一九二三の四、一九二四の一、一九二四の二、一九二四の四、一九二五の一、一九二五の二、一九二五の四、一九二六の一、一九二六の二、一九二六の四、一九二七の一、一九二七の二、一九二七の四、一九二八の一、一九二八の二、一九二八の四、一九二九の一、一九二九の二、一九二九の四、一九三〇の一、一九三〇の二、一九三〇の四、一九三一の一、一九三一の二、一九三一の四、一九三二の一、一九三二の二、一九三二の四、一九三三の一、一九三三の二、一九三三の四、一九三四の一、一九三四の二、一九三四の四、一九三五の一、一九三五の二、一九三五の四、一九三六の一、一九三六の二、一九三六の四、一九三七の一、一九三七の二、一九三七の四、一九三八の一、一九三八の二、一九三八の四、一九三九の一、一九三九の二、一九三九の四、一九四〇の一、一九四〇の二、一九四〇の四、一九四一の一、一九四一の二、一九四一の四、一九四二の一、一九四二の二、一九四二の四、一九四三の一、一九四三の二、一九四三の四、一九四四の一、一九四四の二、一九四四の四、一九四五の一、一九四五の二、一九四五の四、一九四六の一、一九四六の二、一九四六の四、一九四七の一、一九四七の二、一九四七の四、一九四八の一、一九四八の二、一九四八の四、一九四九の一、一九四九の二、一九四九の四、一九五〇の一、一九五〇の二、一九五〇の四、一九五一の一、一九五一の二、一九五一の四、一九五二の一、一九五二の二、一九五二の四、一九五三の一、一九五三の二、一九五三の四、一九五四の一、一九五四の二、一九五四の四、一九五五の一、一九五五の二、一九五五の四、一九五六の一、一九五六の二、一九五六の四、一九五七の一、一九五七の二、一九五七の四、一九五八の一、一九五八の二、一九五八の四、一九五九の一、一九五九の二、一九五九の四、一九六〇の一、一九六〇の二、一九六〇の四、一九六一の一、一九六一の二、一九六一の四、一九六二の一、一九六二の二、一九六二の四、一九六三の一、一九六三の二、一九六三の四、一九六四の一、一九六四の二、一九六四の四、一九六五の一、一九六五の二、一九六五の四、一九六六の一、一九六六の二、一九六六の四、一九六七の一、一九六七の二、一九六七の四、一九六八の一、一九六八の二、一九六八の四、一九六九の一、一九六九の二、一九六九の四、一九七〇の一、一九七〇の二、一九七〇の四、一九七一の一、一九七一の二、一九七一の四、一九七二の一、一九七二の二、一九七二の四、一九七三の一、一九七三の二、一九七三の四、一九七四の一、一九七四の二、一九七四の四、一九七五の一、一九七五の二、一九七五の四、一九七六の一、一九七六の二、一九七六の四、一九七七の一、一九七七の二、一九七七の四、一九七八の一、一九七八の二、一九七八の四、一九七九の一、一九七九の二、一九七九の四、一九八〇の一、一九八〇の二、一九八〇の四、一九八一の一、一九八一の二、一九八一の四、一九八二の一、一九八二の二、一九八二の四、一九八三の一、一九八三の二、一九八三の四、一九八四の一、一九八四の二、一九八四の四、一九八五の一、一九八五の二、一九八五の四、一九八六の一、一九八六の二、一九八六の四、一九八七の一、一九八七の二、一九八七の四、一九八八の一、一九八八の二、一九八八の四、一九八九の一、一九八九の二、一九八九の四、一九九〇の一、一九九〇の二、一九九〇の四、一九九一の一、一九九一の二、一九九一の四、一九九二の一、一九九二の二、一九九二の四、一九九三の一、一九九三の二、一九九三の四、一九九四の一、一九九四の二、一九九四の四、一九九五の一、一九九五の二、一九九五の四、一九九六の一、一九九六の二、一九九六の四、一九九七の一、一九九七の二、一九九七の四、一九九八の一、一九九八の二、一九九八の四、一九九九の一、一九九九の二、一九九九の四、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、二〇〇〇の四、二〇〇一の一、二〇〇一の二、二〇〇一の四、二〇〇二の一、二〇〇二の二、二〇〇二の四、二〇〇三の一、二〇〇三の二、二〇〇三の四、二〇〇四の一、二〇〇四の二、二〇〇四の四、二〇〇五の一、二〇〇五の二、二〇〇五の四、二〇〇六の一、二〇〇六の二、二〇〇六の四、二〇〇七の一、二〇〇七の二、二〇〇七の四、二〇〇八の一、二〇〇八の二、二〇〇八の四、二〇〇九の一、二〇〇九の二、二〇〇九の四、二〇一〇の一、二〇一〇の二、二〇一〇の四、二〇一一の一、二〇一一の二、二〇一一の四、二〇一二の一、二〇一二の二、二〇一二の四、二〇一三の一、二〇一三の二、二〇一三の四、二〇一四の一、二〇一四の二、二〇一四の四、二〇一五の一、二〇一五の二、二〇一五の四、二〇一六の一、二〇一六の二、二〇一六の四、二〇一七の一、二〇一七の二、二〇一七の四、二〇一八の一、二〇一八の二、二〇一八の四、二〇一九の一、二〇一九の二、二〇一九の四、二〇二〇の一、二〇二〇の二、二〇二〇の四、二〇二一の一、二〇二一の二、二〇二一の四、二〇二二の一、二〇二二の二、二〇二二の四、二〇二三の一、二〇二三の二、二〇二三の四、二〇二四の一、二〇二四の二、二〇二四の四、二〇二五の一、二〇二五の二、二〇二五の四、二〇二六の一、二〇二六の二、二〇二六の四、二〇二七の一、二〇二七の二、二〇二七の四、二〇二八の一、二〇二八の二、二〇二八の四、二〇二九の一、二〇二九の二、二〇二九の四、二〇三〇の一、二〇三〇の二、二〇三〇の四、二〇三一の一、二〇三一の二、二〇三一の四、二〇三二の一、二〇三二の二、二〇三二の四、二〇三三の一、二〇三三の二、二〇三三の四、二〇三四の一、二〇三四の二、二〇三四の四、二〇三五の一、二〇三五の二、二〇三五の四、二〇三六の一、二〇三六の二、二〇三六の四、二〇三七の一、二〇三七の二、二〇三七の四、二〇三八の一、二〇三八の二、二〇三八の四、二〇三九の一、二〇三九の二、二〇三九の四、二〇四〇の一、二〇四〇の二、二〇四〇の四、二〇四一の一、二〇四一の二、二〇四一の四、二〇四二の一、二〇四二の二、二〇四二の四、二〇四三の一、二〇四三の二、二〇四三の四、二〇四四の一、二〇四四の二、二〇四四の四、二〇四五の一、二〇四五の二、二〇四五の四、二〇四六の一、二〇四六の二、二〇四六の四、二〇四七の一、二〇四七の二、二〇四七の四、二〇四八の一、二〇四八の二、二〇四八の四、二〇四九の一、二〇四九の二、二〇四九の四、二〇五〇の一、二〇五〇の二、二〇五〇の四、二〇五一の一、二〇五一の二、二〇五一の四、二〇五二の一、二〇五二の二、二〇五二の四、二〇五三の一、二〇五三の二、二〇五三の四、二〇五四の一、二〇五四の二、二〇五四の四、二〇五五の一、二〇五五の二、二〇五五の四、二〇五六の一、二〇五六の二、二〇五六の四、二〇五七の一、二〇五七の二、二〇五七の四、二〇五八の一、二〇五八の二、二〇五八の四、二〇五九の一、二〇五九の二、二〇五九の四、二〇六〇の一、二〇六〇の二、二〇六〇の四、二〇六一の一、二〇六一の二、二〇六一の四、二〇六二の一、二〇六二の二、二〇六二の四、二〇六三の一、二〇六三の二、二〇六三の四、二〇六四の一、二〇六四の二、二〇六四の四、二〇六五の一、二〇六五の二、二〇六五の四、二〇六六の一、二〇六六の二、二〇六六の四、二〇六七の一、二〇六七の二、二〇六七の四、二〇六八の一、二〇六八の二、二〇六八の四、二〇六九の一、二〇六九の二、二〇六九の四、二〇七〇の一、二〇七〇の二、二〇七〇の四、二〇七一の一、二〇七一の二、二〇七一の四、二〇七二の一、二〇七二の二、二〇七二の四、二〇七三の一、二〇七三の二、二〇七三の四、二〇七四の一、二〇七四の二、二〇七四の四、二〇七五の一、二〇七五の二、二〇七五の四、二〇七六の一、二〇七六の二、二〇七六の四、二〇七七の一、二〇七七の二、二〇七七の四、二〇七八の一、二〇七八の二、二〇七八の四、二〇七九の一、二〇七九の二、二〇七九の四、二〇八〇の一、二〇八〇の二、二〇八〇の四、二〇八一の一、二〇八一の二、二〇八一の四、二〇八二の一、二〇八二の二、二〇八二の四、二〇八三の一、二〇八三の二、二〇八三の四、二〇八四の一、二〇八四の二、二〇八四の四、二〇八五の一、二〇八五の二、二〇八五の四、二〇八六の一、二〇八六の二、二〇八六の四、二〇八七の一、二〇八七の二、二〇八七の四、二〇八八の一、二〇八八の二、二〇八八の四、二〇八九の一、二〇八九の二、二〇八九の四、二〇九〇の一、二〇九〇の二、二〇九〇の四、二〇九一の一、二〇九一の二、二〇九一の四、二〇九二の一、二〇九二の二、二〇九二の四、二〇九三の一、二〇九三の二、二〇九三の四、二〇九四の一、二〇九四の二、二〇九四の四、二〇九五の一、二〇九五の二、二〇九五の四、二〇九六の一、二〇九六の二、二〇九六の四、二〇九七の一、二〇九七の二、二〇九七の四、二〇九八の一、二〇九八の二、二〇九八の四、二〇九九の一、二〇九九の二、二〇九九の四、二一〇〇の一、二一〇〇の二、二一〇〇の四、二一〇一の一、二一〇一の二、二一〇一の四、二一〇二の一、二一〇二の二、二一〇二の四、二一〇三の一、二一〇三の二、二一〇三の四、二一〇四の一、二一〇四の二、二一〇四の四、二一〇五の一、二一〇五の二、二一〇五の四、二一〇六の一、二一〇六の二、二一〇六の四、二一〇七の一、二一〇七の二、二一〇七の四、二一〇八の一、二一〇八の二、二一〇八の四、二一〇九の一、二一〇九の二、二一〇九の四、二一一〇の一、二一一〇の二、二一一〇の四、二一一一の一、二一一一の二、二一一一の四、二一一二の一、二一一二の二、二一一二の四、二一一三の一、二一一三の二、二一一三の四、二一一四の一、二一一四の二、二一一四の四、二一一五の一、二一一五の二、二一一五の四、二一一六の一、二一一六の二、二一一六の四、二一一七の一、二一一七の二、二一一七の四、二一一八の一、二一一八の二、二一一八の四、二一一九の一、二一一九の二、二一一九の四、二一二〇の一、二一二〇の二、二一二〇の四、二一二一の一、二一二一の二、二一二一の四、二一二二の一、二一二二の二、二一二二の四、二一二三の一、二一二三の二、二一二三の四、二一二四の一、二一二四の二、二一二四の四、二一二五の一、二一二五の二、二一二五の四、二一二六の一、二一二六の二、二一二六の四、二一二七の一、二一二七の二、二一二七の四、二一二八の一、二一二八の二、二一二八の四、二一二九の一、二一二九の二、二一二九の四、二一三〇の一、二一三〇の二、二一三〇の四、二一三一の一、二一三一の二、二一三一の四、二一三二の一、二一三二の二、二一三二の四、二一三三の一、二一三三の二、二一三三の四、二一三四の一、二一三四の二、二一三四の四、二一三五の一、二一三五の二、二一三五の四、二一三六の一、二一三六の二、二一三六の四、二一三七の一、二一三七の二、二一三七の四、二一三八の一、二一三八の二、二一三八の四、二一三九の一、二一三九の二、二一三九の四、二一四〇の一、二一四〇の二、二一四〇の四、二一四一の一、二一四一の二、二一四一の四、二一四二の一、二一四二の二、二一四二の四、二一四三の一、二一四三の二、二一四三の四、二一四四の一、二一四四の二、二一四四の四、二一四五の一、二一四五の二、二一四五の四、二一四六の一、二一四六の二、二一四六の四、二一四七の一、二一四七の二、二一四七の四、二一四八の一、二一四八の二、二一四八の四、二一四九の一、二一四九の二、二一四九の四、二一五〇の一、二一五〇の二、二一五〇の四、二一五一の一、二一五一の二、二一五一の四、二一五二の一、二一五二の二、二一五二の四、二一五三の一、二一五三の二、二一五三の四、二一五四の一、二一五四の二、二一五四の四、二一五五の一、二一五五の二、二一五五の四、二一五六の一、二一五六の二、二一五六の四、二一五七の一、二一五七の二、二一五七の四、二一五八の一、二一五八の二、二一五八の四、二一五九の一、二一五九の二、二一五九の四、二一六〇の一、二一六〇の二、二一六〇の四、二一六一の一、二一六一の二、二一六一の四、二一六二の一、二一六二の二、二一六二の四、二一六三の一、二一六三の二、二一六三の四、二一六四の一、二一六四の二、二一六四の四、二一六五の一、二一六五の二、二一六五の四、二一六六の一、二一六六の二、二一六六の四、二一六七の一、二一六七の二、二一六七の四、二一六八の一、二一六八の二、二一六八の四、二一六九の一、二一六九の二、二一六九の四、二一七〇の一、二一七〇の二、二一七〇の四、二一七一の一、二一七一の二、二一七一の四、二一七二の一、二一七二の二、二一七二の四、二一七三の一、二一七三の二、二一七三の四、二一七四の一、二一七四の二、二一七四の四、二一七五の一、二一七五の二、二一七五の四、二一七六の一、二一七六の二、二一七六の四、二一七七の一、二一七七の二、二一七七の四、二一七八の一、二一七八の二、二一七八の四、二一七九の一、二一七九の二、二一七九の四、二一八〇の一、二一八〇の二、二一八〇の四、二一八一の一、二一八一の二、二一八一の四、二一八二の一、二一八二の二、二一八二の四、二一八三の一、二一八三の二、二一八三の四、二一八四の一、二一八四の二、二一八四の四、二一八五の一、二一八五の二、二一八五の四、二一八六の一、二一八六の二、二一八六の四、二一八七の一、二一八七の二、二一八七の四、二一八八の一、二一八八の二、二一八八の四、二一八九の一、二一八九の二、二一八九の四、二一九〇の一、二一九〇の二、二一九〇の四、二一九一の一、二一九一の二、二一九一の四、二一九二の一、二一九二の二、二一九二の四、二一九三の一、二一九三の二、二一九三の四、二一九四の一、二一九四の二、二一九四の四、二一九五の一、二一九五の二、二一九五の四、二一九六の一、二一九六の二、二一九六の四、二一九七の一、二一九七の二、二一九七の四、二一九八の一、二一九八の二、二一九八の四、二一九九の一、二一九九の二、二一九九の四、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇〇の四、二二〇一の一、二二〇一の二、二二〇一の四、二二〇二の一、二二〇二の二、二二〇二の四、二二〇三の一、二二〇三の二、二二〇三の四、二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇四の四、二二〇五の一、二二〇五の二、二二〇五の四、二二〇六の一、二二〇六の二、二二〇六の四、二二〇七の一、二二〇七の二、二二〇七の四、二二〇八の一、二二〇八の二、二二〇八の四、二二〇九の一、二二〇九の二、二二〇九の四、二二一〇の一、二二一〇の二、二二一〇の四、二二一一の一、二二一一の二、二二一一の四、二二一二の一、二二一二の二、二二一二の四、二二一三の一、二二一三の二、二二一三の四、二二一四の一、二二一四の二、二二一四の四、二二一五の一、二二一五の二、二二一五の四、二二一六の一、二二一六の二、二二一六の四、二二一七の一、二二一七の二、二二一七の四、二二一八の一、二二一八の二、二二一八の四、二二一九の一、二二一九の二、二二一九の四、二二二〇の一、二二二〇の二、二二二〇の四、二二二一の一、二二二一の二、二二二一の四、二二二二の一、二二二二の二、二二二二の四、二二二三の一、二二二三の二、二二二三の四、二二二四の一、二二二四の二、二二二四の四、二二二五の一、二二二五の二、二二二五の四、二二二六の一、二二二六の二、二二二六の四、二二二七の一、二二二七の二、二二二七の四、二二二八の一、二二二八の二、二二二八の四、二二二九の一、二二二九の二、二二二九の四、二二三〇の一、二二三〇の二、二二三〇の四、二二三一の一、二二三一の二、二二三一の四、二二三二の一、二二三二の二、二二三二の四、二二三三の一、二二三三の二、二二三三の四、二二三四の一、二二三四の二、二二三四の四、二二三五の一、二二三五の二、二二三五の四、二二三六の一、二二三六の二、二二三六の四、二二三七の一、二二三七の二、二二三七の四、二二三八の一、二二三八の二、二二三八の四、二二三九の一、二二三九の二、二二三九の四、二二四〇の一、二二四〇の二、二二四〇の四、二二四一の一、二二四一の二、二二四一の四、二二四二の一、二二四二の二、二二四二の四、二二四三の一、二二四三の二、二二四三の四、二二四四の一、二二四四の二、二二四四の四、二二四五の一、二二四五の二、二二四五の四、二二四六の一、二二四六の二、二二四六の四、二二四七の一、二二四七の二、二二四七の四、二二四八の一、二二四八の二、二二四八の四、二二四九の一、二二四九の二、二二四九の四、二二五〇の一、二二五〇の二、二二五〇の四、二二五一の一、二二五一の二、二二五一の四、二二五二の一、二二五二の二、二二五二の四、二二五三の一、二二五三の二、二二五三の四、二二五四の一、二二五四の二、二二五四の四、二二五五の一、二二五五の二、二二五五の四、二二五六の一、二二五六の二、二二五六の四、二二五七の一、二二五七の二、二二五七の四、二二五八の一、二二五八の二、二二五八の四、二二五九の一、二二五九の二、二二五九の四、二二六〇の一

人事異動

人事院

安藤よし子　池永　肇恵　市川　晃
太田　真嗣　木幡　美子　藤田由紀子
山本　隆司

交流審査会委員に任命する（各通）（一月二十八日）

法務省

検事兼法務事務官
熊澤　啓介
同
吉田　利広

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年一月二十五日までとする
（各通）（一月二十三日）

国土交通省

香川　崇　桑岡　和久　近藤　広紀
定行　泰甫　宮宇地俊岳　山田　純平
戸野由紀子　橋本恵美子　松尾　俊輔
村坂　亮　神本　文子　鳥居　誠

令和八年不動産鑑定士試験論文式試験試験委員に任命します
任期は令和八年十月三十一日までとします（各通）
（一月二十六日）

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する
（岐阜大学名誉教授）
小見山　章

従四位に叙する（各通）
佐々木惠彦
瀬田　信哉

従五位に叙する（各通）
場集田穂積

正五位に叙する
篠崎　昭雄
田中　則夫

従五位に叙する（各通）
楠井　岑昌
古関　齊

正六位に叙する（各通）
（市原市公立学校長）
今道　和信

柏倉　善三
沢登　民雄
小林　成元
細井　敏

従六位に叙する（各通）
佐藤　博文
佐藤　昌史

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十二日）
谷畑　孝

従三位に叙する
小西　雄二

正五位に叙する
草彅稲太郎

従五位に叙する
浅井　賢次　金杉　光二

正六位に叙する（各通）
一瀬　義人　榎本　秀樹
嶋田滿里子　畠山　良一
矢立　洋士　和田　度

従六位に叙する（各通）
内城　浩　村尾　泰則

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十三日）
濱岡　隆文

従五位に叙する
安良　紀男　加藤　辰彦

正六位に叙する（各通）
駒澤昭一郎

（警視庁警部）
浦上　哲
笹木　律人
山内　松男

従六位に叙する（各通）
金澤　正光
末吉　治夫

正七位に叙する（各通）
工藤　俊彦

従七位に叙する（以上七年十二月二十四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（七年十二月二十三日）
（岐阜大学名誉教授）
小見山　章

瑞宝中綬章を授ける
（市原市公立学校長）
今道　和信

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七年十二月二十二日）
榎本　秀樹
矢立　洋士

瑞宝双光章を授ける（各通）
嶋田滿里子
山本　正春

瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十三日）
村尾　泰則
濱岡　隆文

瑞宝小綬章を授ける
畠山　良一
柏倉　善三

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七年十二月二十二日）
齋藤　正嗣
田中　昭史

瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十三日）
（警視庁警部）
平田　清隆　藤倉　高幸

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
駒澤昭一郎
笹木　律人

瑞宝双光章を授ける（各通）
金澤　正光

瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十四日）

○叙勲

大口　武　小山　利幸
鈴木　甫　加瀬　芳廣
新見　信明　松野　惠
旭日双光章を授ける（各通）
浅沼　徳廣　石川　法夫
岩崎眞喜男　岩谷　高守
小澤　正　小澤東洋治
神賀　喜作　河津　房義
小寺　義裕　佐々木日出子
清水　俊治　七五三木隆
鈴木賢一郎　鈴木　信義
高橋　明博　高橋　文男
中川　光久　橋本　勝利
廣川　和高　譜久島方上
藤本　正吾　堀内　英樹
森　克己　八木澤榮藏
山上　政彦　山室　宗義
旭日単光章を授ける（各通）
石井　英三　井之川正彦
大出　正博　岡　軍治
佐藤　英男　白鳥　昇
瀬古　秀文　町田　峯勝
松本　泰昌　向山　昌邦
山本　之男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
相内　軍司　赤松　孝子
淺川　常光　朝倉　順英
浅葉　清　安仁屋升子
安見　**廸**生　網田　浩淳
新屋敷　廣　安藤　嘉稔
池上　宏　石井　勝利
井手　忠　伊東三代治
井上　華子　岩下　修三
内山　猛　江上　巍
遠藤　勝美　大石　樹
大熊　敏彦　大森　勝夫
岡山　昌裕　小川　勝男
奥山　善信　奥山　良平
小野田克巳　香川　清矩
加藤　卓夫

安良　紀男　大嶋　治
加藤　辰彦　駒澤昭一郎
笹木　律人

（警視庁警部）
瑞宝双光章を授ける（各通）
金澤　正光

瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十四日）

○叙勲

大口　武　小山　利幸
鈴木　甫　加瀬　芳廣
新見　信明　松野　惠
旭日双光章を授ける（各通）
石川　法夫　岩崎富士夫
岩谷　高守　生越　誠
小澤東洋治　片寄　義彦
神賀　喜作　河津　房義　北山　トヨ
小寺　義裕　佐々木日出子　澤田　一次
清水　俊治　七五三木隆　修行　利徳
鈴木賢一郎　鈴木　信義　園部　孝
高橋　明博　高橋　文男　竹内幸太郎
中川　光久　橋本　勝利　菱木勘兵ヱ
廣川　和高　譜久島方上　藤井　豐
藤本　正吾　堀内　英樹　前原　徹太
森　克己　八木澤榮藏　安井千代枝
山上　政彦　山室　宗義
旭日単光章を授ける（各通）
井之川正彦　宇野澤　承
石井　英三　笠原　榮作
大出　正博　岡　軍治　杉田　靖興
佐藤　英男　白鳥　昇　松浦　好道
瀬古　秀文　町田　峯勝　山本　潔
松本　泰昌　向山　昌邦
山本　之男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
相内　軍司　朝賀　經文
淺川　常光　浅野　泰作
浅葉　清　阿部　深雪
安見　**廸**生　荒澤　瑞男
網田　浩淳　五十嵐　甫
安藤　嘉稔　石井　勝利
石田　文彦　伊東三代治
井上　英二　岩下　修三
岩本　毅　江連　敏代
江上　巍　大久保嘉明
大石　樹　岡野　理助
大森　勝夫　小川　敏雄
小川　勝男　越智　直武
奥山　良平　陰山　義郎
香川　清矩　金丸　要

金田　公男　樺澤　徹二
河野　喜幸　川原　末子
菊池　金雄　木下　昌男
草水　晴元　國松　勇
栗本　康男　黒川　邦夫
小島　政幸　小竹　安
小池　修　河野　勝洲
小島　一夫　小島　清彦
齋藤　勲　坂口　博美
佐川　俊雄　佐々木治雄
薩来　論　佐藤　勝美
佐藤　功修　佐藤　光昭
島田　玲子　清水　定雄
志村　有造　下地　昭榮
白川　敬子　新濱　英明
須藤　克己　住安　孝夫
関口　秀徳　関根　英男
瀬島　淑江　妹尾　辰男
高田　祐司　高梨　侃靖
高橋　章　高橋　清春
高橋　正美　高松　忠
多賀　左近　竹下　啓次
田中　敏孝　棚田　信之
近　治義　千葉　貞一
土屋　隆司　坪谷　捷介
手塚　勲　手塚　勇助
中島　達雄　中根　信彦
中村　昭　中村　一雄
永井　逕一　永井　俊生
永山　學而　鍋谷　尊之
成松　光規　新関　正廣
丹羽　貞　庭田　正人
野崎　邦明　長谷川和英
服部　浩之　濱口　剛
林　和人　林　博次
原田　茂雄　春田　勝男
平川　一郎　平澤　睦弘
藤嶋　正美　福田　恒保
本多　正平　牧　亨
増田　修一　松岡　公司
松原　隆幸　松本　善市
三野　壽朗　水戸　一典

川井　彦男　川村志津子
川村　清蔭　明夫
久保　美博　桑山　勝彦
光山　茂　小島　常司
小竹　安　小橋　明義
齊木　敬三　佐川　和久
佐々木　誠　佐藤　國夫
里口　勝　清水　三美
出頭　勇二　鈴木　敬喜
瀬尾　浩一　関谷　勝良
曽根　照正　高野　重治
高橋　節子　高村淳之助
竹中　博　玉城　清
辻井　正充　手代森　武
出店　一明　中牟田膺夫
中村　嘉次　長嶋　征雄
鍋谷　雅子　西村　愛子
根ケ山　宏　畑中　武史
林　岩男　林　宗樹
馬場　元生　平林　史孝
福原　師郎　放生　米一
正木　一生　松下　正彦
三島　哲男　皆川　文夫

横沢　健次　吉井　山本　千尋　山際　卓巳　谷中　邦臣　山西　貞之助　宮内　治子　宮崎　昭弥　宮田　守　村上　正勝　森井　清　宮川　元明　宮城　金雄　吉田　了　吉田　倭雄　吉田　正　吉田　京子　柴　誠鏡　渡部　勝善　渡邉　順彦　武藤　宗桂　安井　俊夫　高橋　宗一　西尾　勝功　松原　幸久　山路　良樹　坂本　嘉積　悟　安藤　光明　岩塚　武　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）　瑞宝双光章を授ける（各通）　有井　湯口　伸郎　岡　伸郎　里　進　柳生　宗矩　茂木　千恵子　本　小太郎　原　保信　島　金雄　城　宗桂　瑞宝単光章を授ける（各通）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
三柳川市大和町塩塚字深町一三〇九番一から同市大和町塩塚字深町一三一九番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十九日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

高知労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、高知県衛生用紙製造業最低工賃（平成24年高知労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年１月28日　　高知労働局長　菊池　宏二

高知県衛生用紙製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　高知県の区域内で衛生用紙製造業に係る包装の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、１袋につき、右欄に掲げる金額

品目	規格				金額
	包装の種類	紙の大きさ	容量	詰め方	
ティッシュペーパー	ポケット	縦が20センチメートル以下で、かつ、横が22センチメートル以下のもの	４パックのもの	詰め合わせ	２円50銭
			６パックのもの		２円60銭
			10パックのもの		３円00銭
			12パックのもの		３円80銭
			16パックのもの		４円00銭
			20パックのもの		４円50銭

４　効力発生の日　令和８年３月１日

公　告

諸　事　項

工場財団

三重県伊賀市緑ケ丘中町3860番地**株式会社安永**の工場財団に三重県伊賀市緑ケ丘中町3860番地株式会社安永本社工場、三重県伊賀市西明寺字東野2782番地１株式会社安永西明寺工場及び三重県名張市箕曲中村字長尾920番地株式会社安永名張工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月28日　　津地方法務局伊賀支局

佐賀県唐津市佐志字鴻ノ巣375番２**合同会社唐津バイオマスエナジー**の工場財団に佐賀県唐津市佐志字鴻ノ巣375番２唐津バイオマス発電所（の機械、器具等）を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月28日

佐賀地方法務局唐津支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０９７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社べる
代表清算人　鈴木　耕二
１　決定年月日　令和８年１月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１０６号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17番２号
清算株式会社　株式会社ダイヤスター
代表清算人　遠藤　陽子
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２５号
愛知県岡崎市葵町２番地８
清算株式会社　株式会社山七商店
代表清算人　渡邊　隆宏
１　決定年月日　令和８年１月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号
北海道江別市江別太373番地
清算株式会社　株式会社農業生産法人やま道の里
代表清算人　富永　政博
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０４９号
東京都港区芝３丁目32番13号
清算株式会社　日本カーライフアシスト株式会社
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０８０号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　マリーン観光開発株式会社
１　決定年月日　令和８年１月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第９号
新潟県長岡市川崎町2303番地56
清算株式会社　西宮内管財株式会社
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所長岡支部

令和７年（ヒ）第４号
静岡県浜松市中央区材木町38番地
清算株式会社　株式会社ティー・アール・シー
１　決定年月日　令和８年１月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第３０３５号
大阪市東住吉区杭全１丁目15番18号
清算株式会社　ＳＤ企画株式会社
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００３号
神戸市兵庫区東山町４丁目13番地
清算株式会社　株式会社ゆうわプランニング
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９５号

東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＣＲＳＯＤＡ
代表清算人　原田　健一

1　決定年月日　令和８年１月14日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　清算株式会社は、第３項に規定する場合を除き、別紙記載の各協定債権者に対して協定債権の弁済を行わない。
　2　各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、その債務を免除する。
　3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１２号

北九州市若松区童子丸２丁目４番７号
清算株式会社　福岡ＫＫ株式会社
代表清算人　木村　征一

1　決定年月日　令和８年１月15日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

①株式会社北九州銀行
②株式会社福岡銀行
③株式会社日本政策金融公庫
④福岡県信用保証協会

以上

（清算株式会社の表示）
北九州市若松区童子丸二丁目４番７号
福岡ＫＫ株式会社
同代表者代表清算人　木村　征一

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

監督命令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年一月二十八日
青森県八戸市北白山台二丁目六番三〇号
（甲）プライフーズ株式会社
代表取締役　本吉　陽一
広島県三原市新倉二丁目一六番一号
（乙）鳥巧商事株式会社
代表取締役　小向　章彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十八日
東京都目黒区中目黒一丁目一番一七号ＬＡＮＴＩＱＵＥＢＹＩＯＱ　〇〇一号室
（甲）株式会社ＲＵＦＦＬＯＧ
代表取締役　竹林　史貴
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目三七番八ノ六〇一号　（乙）株式会社ＳＯＷ　ｌＩＦＥ
代表取締役　日髙　奨平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.sfhm.co.jp/
（乙）https://www.sfhm.co.jp/joytel/
令和八年一月二十八日
東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（甲）サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表取締役　柳村　一幸
大阪市西区西本町二丁目五番二八号
（乙）日本都市ホテル開発株式会社
代表取締役　柳村　一幸

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一五九頁（号外第一四四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一三一頁（号外第一四四号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　七十六頁（号外第一一五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　八十三頁（号外第一二九号）

令和八年一月二十八日
東京都三鷹市上連雀一丁目一二番一七号
（甲）株式会社テスコ
代表取締役　内藤　剛

東京都三鷹市上連雀一丁目一二番一七号
（乙）シンロボサービス株式会社
代表取締役　内藤　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十二頁（号外第一〇八号）

（乙）https://www.parking-s.co.jp
令和八年一月二十八日
東京都港区港南一丁目八番二七号
（甲）大和ハウスパーキング株式会社
代表取締役社長　酒井　太

福岡市南区那の川一丁目一四番一号
（乙）株式会社パーキングソリューションズ
代表取締役社長　本房　伸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月二十八日
長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六五〇番地
（甲）株式会社色彩農園
代表取締役　中島由美子

長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六五〇番地
（乙）アイビィビジョンカンパニー有限会社
代表取締役　開田　修平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の成形部材事業に関する権利義務（株式会社レゾナック・オートモーティブプロダクツの全発行済み株式及びResonac Automotive Products (Thailand) Co., Ltd.の乙保有持分の全てを含みます）を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.resonac.com/jp/ir/sheet.html
令和八年一月二十八日
東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）成形部材分割準備株式会社
代表取締役　平田　知広

東京都港区東新橋一丁目九番一号
（乙）株式会社レゾナック
代表取締役　髙橋　秀仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の天然ガス事業（ただし、中流権益事業および国内販売事業を除く。）に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.eneos-xplora.com/public_notice.html

（乙）https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html
令和八年一月二十八日
東京都港区麻布台一丁目三番一号
（甲）ＥＮＥＯＳ　Ｘｐｌｏｒａ株式会社
代表取締役　忍田　泰彦

東京都千代田区大手町一丁目一番二号
（乙）ＥＮＥＯＳ株式会社
代表取締役　山口　敦治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＫＹ株式会社（住所福岡県久留米市篠山町一丁目一二番三パークノヴァ五〇一号）に対して、当社の久光製薬株式会社の株式の保有及び管理事業以外の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十八日
福岡県久留米市篠山町一丁目一二番三パークノヴァ五〇一号　タイヨー興産株式会社
代表取締役　中冨　一栄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日
北海道夕張郡長沼町銀座北一丁目五番二号
合同会社ＰＩＥＭＥ
代表社員　中村　直弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日
埼玉県さいたま市西区西大宮三丁目二四番地五
合名会社丸忠
社員　笠　宏文

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日
東京都大田区多摩川二丁目二一番一四号
メゾンピエナ二〇一
合同会社Ａｄ　ｓｐｉｒｅ
代表社員　青木　祐輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階
合同会社K Accounting Services
代表社員　柏木　皓太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は株式会社こころねとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日
大阪府岸和田市葛城町一二五〇番地の三
合同会社おくり火
代表社員　平岡　敬悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社丸星とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日
沖縄県那覇市西三丁目一二番一二号
合名会社丸星交通
代表社員　石川　哲也

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年二月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年三月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年一月二十八日

福島県郡山市朝日三丁目七番三五号

（甲）ゼビオ株式会社

代表取締役　諸橋　友良

福島県郡山市朝日三丁目七番三五号

（乙）クロステックスポーツ株式会社

代表取締役　村井　宏行

福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下一三三番地の一

（丙）クロステクノロジーラボ株式会社

代表取締役　村井　宏行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十八日

札幌市東区北二十五条東十九丁目五番二号

ＳＥｗｏｒｌｄ合同会社

代表社員　遠藤　有一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十八日

福島県福島市南矢野目字上戸ノ内一三番の六

有限会社福島コスモ商会

代表取締役　鈴木　嘉久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百六十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　六十一頁（号外第二六三号）

令和八年一月二十八日

東京都品川区西五反田三丁目九番一五号

株式会社アークシステム

代表取締役　**吉濱**　徹二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億円減少し四億七千四百六十万六千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　三十二頁

令和八年一月二十八日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社

代表取締役　中西　一雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円、利益準備金の額を二百十二万五千三百五十四円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、株主総会の決議は令和八年一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二五〇頁（号外第一四八号）

令和八年一月二十八日

兵庫県尼崎市大浜町二丁目一番地

日本鍛工株式会社

代表取締役社長　野口　裕明

訂正公告

令和七年十二月一日（号外第二六三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の乙の住所「熊本市中央区八王子町三〇―一」とあるは「熊本市中央区八王寺町三〇―一」、決算公告の乙の住所「熊本市中央区八王寺町30―1」とあるは「熊本市中央区八王寺町30―1」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十八日

鹿児島市西別府町二九四一番地二六

（甲）株式会社オーリック

代表取締役　濵田　龍彦

熊本市中央区八王寺町三〇―一

（乙）株式会社プロフェッショナルコール

代表取締役　濵田　龍彦

正　誤

昭和五十一年十二月二十五日文部省告示第百七十八号（記念物を史跡に指定する件）

（原稿誤り）

八ページ下段表中地域欄は次のとおりの誤り。

六一三番一、六一三番三のうち実測五・五三平方メートル、六一三番四、六一四番一、六一四番二、六一四番三のうち実測二四二・八〇平方メートル、六一四番四、六一四番六、六一四番九、六一四番一〇、六一四番一一、六一四番一二、六一四番一三、六一四番一四、六一四番一五、六一四番一六、六一四番一七、六一四番一八、六一四番二〇、六一六番二、六一六番一のうち実測七・〇九平方メートル、六一六番一一のうち実測四七・一六平方メートル、六二一番一、六二一番一〇、六二一番一一、六二一番一二、六二一番一三、六二二番五、一一七四番一、一一七五番一、一一七六番一、一一七六番二

右の地域内に介在する道路敷（県道中野角間線及び宮村湯田中停車場線に係る部分を除く。）を含む。

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県文化財担当部局及び山ノ内町文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。